

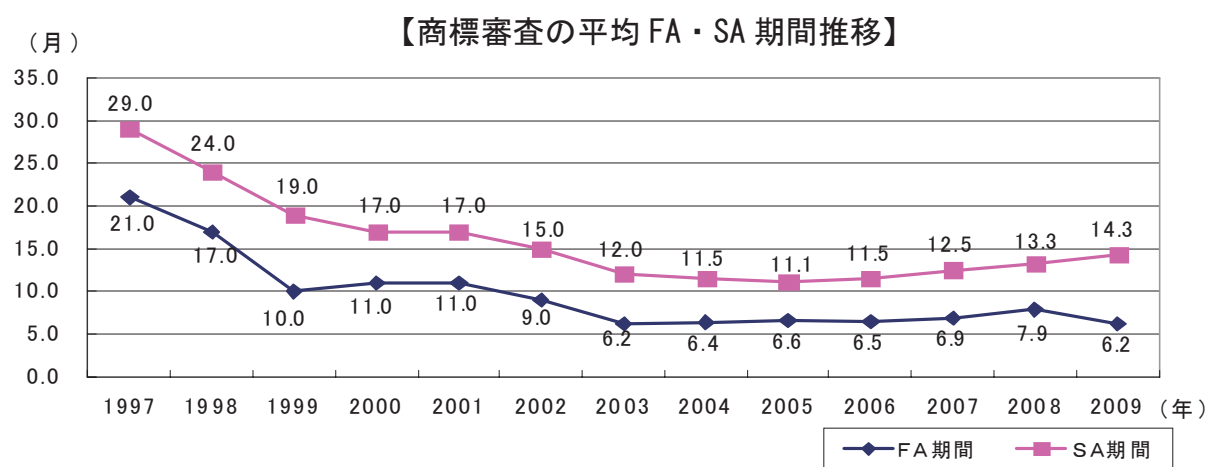
第4節 商標審査の取組

1. 審査処理推移

1997年には21か月あった出願から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間（FA期間）が、2009年には、6.2か月となっている。

これは、審査官の増員、電子化の推進による検索・起案等の審査事務の効率化及び図形商標の先行登録商標の絞り込み調査等を外注化し審査の効率化を進めたことにより、FA期間の短縮をすることができたと考えられる。

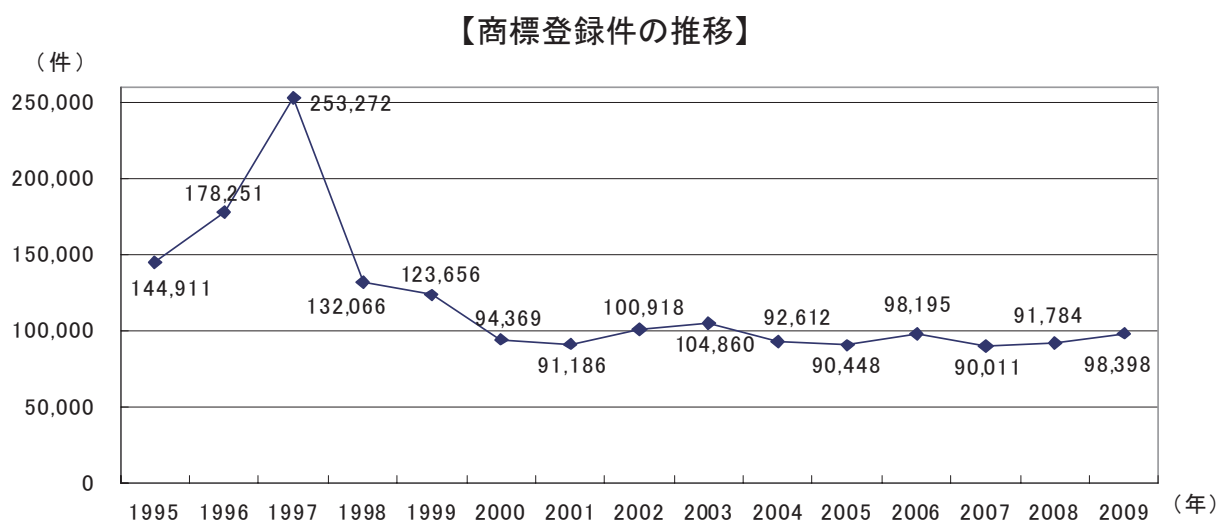
登録件数は、1997年は出願公告制度の廃止により、件数が一時的に増加したが、2000年以降は平均して年間10万件となっている。



（備考）FA期間：出願から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間。

SA期間：出願から一次審査後の査定が発送されるまでの期間。

（資料）特許庁作成



（備考）国際商標登録出願（指定国官庁）を除く。

（資料）特許庁作成

2. 早期審査制度

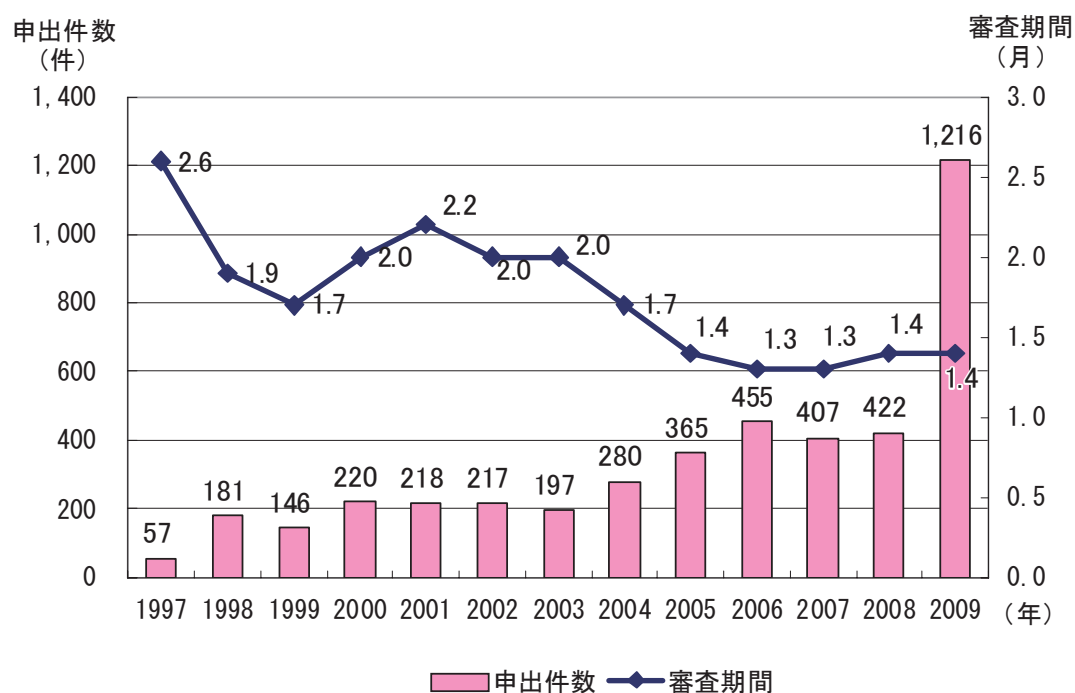
商標登録出願についての早期審査は、模倣・侵害事件が生じている出願に関する早期権利化のニーズ、経済活動のグローバル化等を踏まえ、1997年9月に開始された。本運用は、出願人からの申出により所定の要件を満たす出願について、通常審査に優先して審査を行うものである。

早期審査の申出件数は、運用開始以来徐々に増加し、2008年の早期審査の申出件数は、422件であった。

早期審査の運用については、標章の使用の定義の見直し（2002年9月）、地域団体商標登録出願への対象拡大（2008年4月）等に伴い見直しを行ってきたが、従来の要件では、出願人自身が出願商標を既に使用等していることだけでなく、権利化について緊急性を要すること（第三者が無断で使用している、第三者から使用許諾を求められている、外国にも出願している等）が必要であり、既に出願商標を使っている早期審査の対象として認められないケースがあった。一方、2005年度に実施された商標出願動向調査のアンケートによれば、「適当な審査順番待ち期間」は、7か月程度とする回答が60%を占めるものの、3か月以内との回答が26%となっており、早期権利化へのニーズがうかがわれる結果となっていた。

そこで、早期審査の更なる利用拡大を図り、早期権利化の要望にこたえるため、出願人又はライセンシーが、出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願まで、2009年2月から早期審査の対象とした。早期審査の対象を拡大した結果、2009年の申出件数は1,216件となり、前年比188%増加した。また、申出から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間は平均1.4か月となっている。

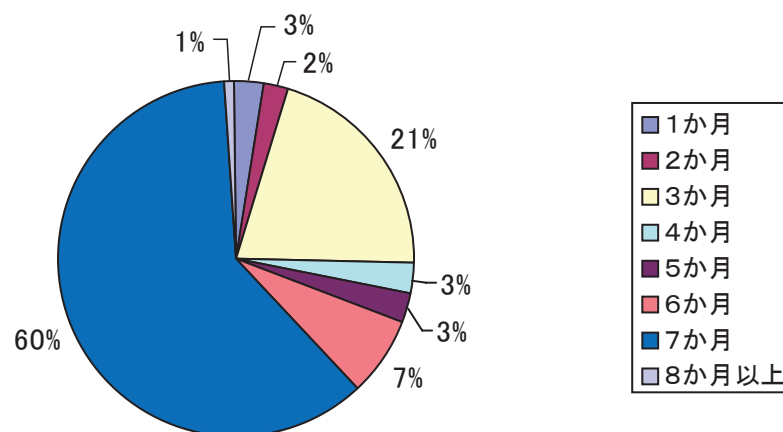
【早期審査の申出件数・審査期間の推移】



(備考) 審査期間：申出から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間。

(資料) 特許庁作成

【2005 年度に実施された適当な審査順番待ち期間（アンケート結果）】



(資料) 「平成 17 年度商標出願動向調査」(平成 18 年 3 月)

【商標早期審査の概要】

商標早期審査の対象となる出願	
対象 1	出願人又はライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願。
対象 2	出願人又はライセンシーが、出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願。

	商標の使用 (使用の準備含む)	緊急性	指定商品・指定役務
対象 1	○ 必要	○ 必要	複数の商品（役務）を指定しているときは、いずれかの商品（役務）を使用（使用の準備含む。）していれば可。
対象 2	○ 必要	× 不要	使用（使用の準備含む。）している商品（役務）のみを指定している出願。

（備考）1. 対象 1 の「権利化について緊急性を要する出願」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a) 第三者が許諾なく、出願商標又は出願商標に類似する商標を出願人若しくはライセンシーの使用若しくは使用の準備に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用しているか又は使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合。
- b) 出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合。
- c) 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合。
- d) 出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合。

2. 2009 年 2 月から、対象 2 を新たに早期審査の対象とした。

3. 対象 2 の指定商品・指定役務中に、出願商標を使用していない又は使用の準備を相当程度進めると認められない商品・役務を含む場合には、早期審査の申出以前（同時でも構わない）に、それを削除する補正が必要となる。

3. 立体商標登録制度

1997年4月以前は、文字、図形等からなる平面商標のみが商標法上の保護対象だったが、世界的趨勢やその保護ニーズの高まりから、1997年4月からその保護の枠を3D（三次元）の世界まで拡大し、立体的形状からなる立体商標も商標登録の対象に入ることになった。

広告物の形状などが新たに保護の対象として追加されたが、立体的形状からなるものであっても、商品やその包装の形状、サービス提供時に使われるものの形状のみからなるものは、長期間商標として使用されることでその会社の商標であると一般に認識されるようになった場合を除いて登録の対象とはならない。

本制度の導入に当たり、立体商標の識別力の審査に関する取扱い等を審査基準及び審査便覧に追加する改訂を行った。

2009年までに約4,000件の出願があり、約1,600件が登録となっている。

【立体商標の登録例】



登録商標第 4157614 号



登録商標第 4164983 号



登録商標第 4153602 号

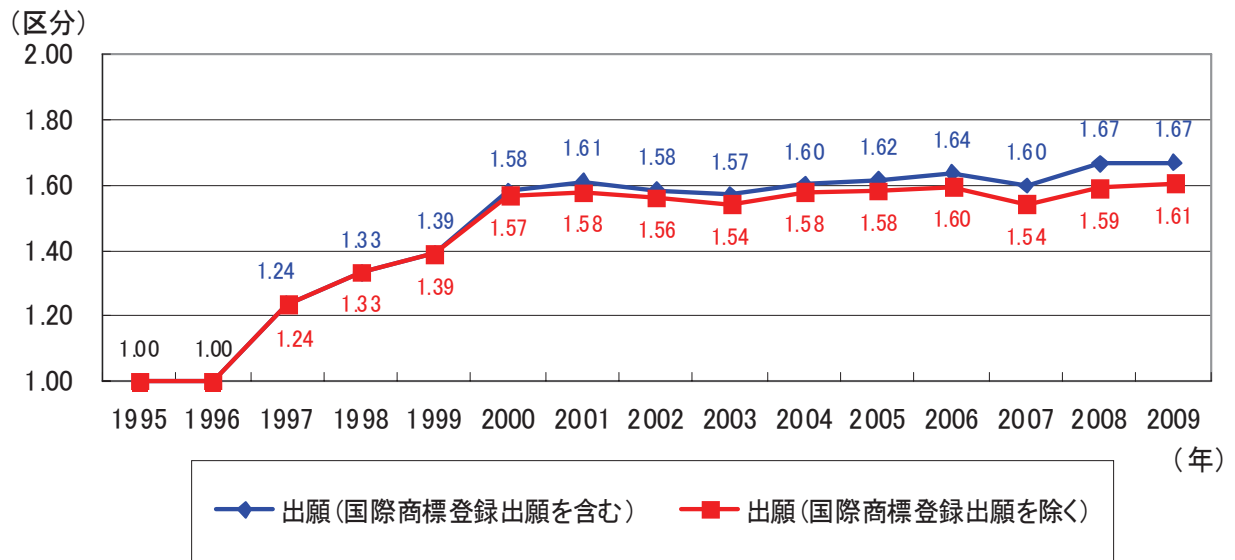
4. 一出願多区分制度

従来は、商標登録出願はその指定する商品（役務）の区分ごとにする必要があったものを、1997年4月から複数の区分をまとめて一つの出願とすることができることとした。これは商標法条約に象徴される国際的な流れに沿うものであり、出願人にとっても手続の簡素化が図られることになった。

具体的には、願書の記載方法が変更され、1通の願書で複数の商品（役務）区分にわたる商品（役務）の指定が可能となったものであるが、本制度の導入とともに、手続の簡素化の観点から、各種証明書の提出の原則廃止、願書への出願人の業務記載の廃止等も行われた。

2009年においては商標登録出願1件当たりの平均区分数（多区分率）は、1.67となっている。

【一出願に含まれる平均区分数（多区分率）】



（備考）一出願多区分制度は、1997年4月に導入された。

（資料）特許庁作成

5. 団体商標登録制度

1997年4月から開始した団体商標登録制度とは、事業者を構成員に有する団体が、その構成員に使用させるための商標について登録を受けることができる制度であり、商品又は役務の出所が当該団体の構成員であることを明らかにするものである。団体商標は、権利者の構成員が商標を使用することを前提とする制度であることに大きな特徴を有し、権利者本人が商標を使用することを前提とする商標とは異なるものである。その制度趣旨から、構成員を有する事業協同組合などの団体により出願される必要がある。また、登録された団体商標は、その団体の定める規則に従い、構成員による使用が認められることになる。

本制度の導入に伴い、団体商標の主体要件に関する取扱い等を審査基準及び審査便覧に追加する改訂を行った。

その後、2006年には、商工会議所等の構成員を有する法人格のある社団においてもその構成員に商標を使用させている実情があること等から、従来の主体に加えて商工会議所、商工会等の構成員を有する社団についても団体商標の主体となり得る改正が行われ、さらに、2008年には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、「民法第34条により設立された社団法人」は「一般社団法人」に改正された。

【団体商標の主体となり得る日本の法人（太線枠内）の概略図】

法人格なし	法人格有り		
	社 団	組 合	財 団 等
	一般社団法人 （公益社団法人 を含む。）	事業協同組合 その他の特別の法律により設立された組合 （例）農業協同組合 商工組合等	一般財団法人 （公益財団法人 を含む。）
	その他社団 （会社を除く。） （例）商工会議所 NPO法人等		特別の法律により設立された財団等 （例）医療法人（財団） 職業訓練法人 学校法人 宗教法人等
	株式会社、 合資会社等		

（備考）学校法人等は、一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）ではないことから、商標法第7条第1項により、団体商標の登録を受けられる団体とはならない。

（資料）特許庁作成

6. 地域団体商標に関する取組

（1）地域団体商標制度とは

地名と商品（役務）名を組み合わせた地域ブランドを、商標権として、より適切に保護するため、2005年に商標法が一部改正され、2006年4月に、地域団体商標制度が施行された。

本制度は、地域の事業者団体による積極的な活用によって、地域経済の持続的な活性化につながることを目指し、導入されたものである。

これにより、①地名と商品（役務）名とを組み合わせた商標を、地域団体商標としてより早い段階で商標登録することが可能となり、便乗使用を排除することができることとなった。また、②地域ブランド活動を展開していこうとする事業者には権利化へのインセンティブとなり、地域活性化につながっていくことが期待されている。さらに、③登録された地域団体商標を有効活用し、ブランド管理を徹底すること等によって、発展段階の地域ブランドが全国的な著名性を獲得することが期待されている。

(2) 地域団体商標の出願・登録状況

①出願状況

地域団体商標出願は、2006 年 4 月 1 日に out 願の受付を開始し、2009 年末までに 926 件が out 願された。分野別に見ると、農林水産品が多く、次いで工業製品、加工食品（菓子、麺類を含む）となっている。ほかには酒、温泉等 out 願がある。

また、地域別では、北海道 40 件、東北 73 件、関東 87 件、甲信越 63 件、北陸 69 件、東海 114 件、近畿 256 件、中国 57 件、四国 30 件、九州 95 件、沖縄 38 件に加えて、外国からも 4 件 out 願があった。

②登録状況

2009 年末までに 444 件について登録すべき旨の査定を通知している。

(3) 地域団体商標制度の周知活動

特許庁では地域団体商標制度の周知を図るため、2008 年 10 月 1 日より初心者を対象とした制度周知用ビデオコンテンツのインターネット配信を行っている。

また、2007 年度より前年度までに登録査定された地域団体商標を紹介した冊子「地域団体商標 2007」、「地域団体商標 2008」を発刊しており、2009 年度は、2009 年 3 月までに登録査定された地域団体商標 425 件及び地域団体商標 out 願・活用戦略集を収載した「地域団体商標 2009」を作成し、権利者、都道府県、市町村及び関係機関等へ配布することにより制度の普及・啓発を図っている。

7. 小売等役務商標制度

近年の流通産業の発展に伴い、商品の種別を超えた多様な商品の品揃えとこれを販売するための独自の販売形態によって、付加価値の高いサービスを提供する小売業態が発展を遂げている。

例えば、百貨店、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等においては顧客の欲する商品を独自の流通システムを通じて取り揃えること等により顧客に利便が提供され、また、特定の商品を取り揃える専門店においても、品揃えを充実させ、そこで顧客の希望商品を選択できるような利便が図られるなどのサービス活動が行われている。

しかし、これらの行為は、商品の販売に伴う付随的なものであり、また、その対価が、販売する商品の価格に転嫁して間接的に支払われ、当該行為に対して直接的に支払われていないことから、商標法上の「役務」には該当しないとされてきた。

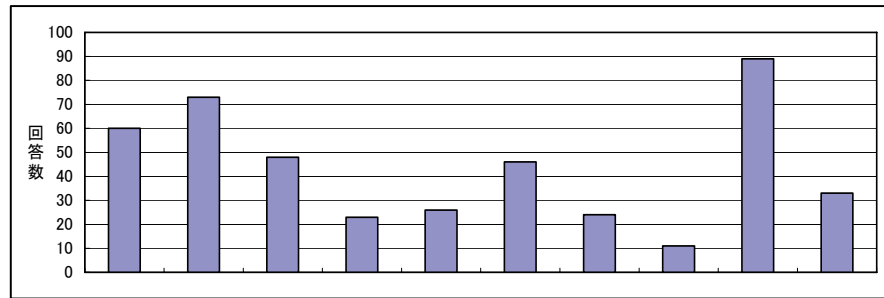
また、例えば、店内で顧客が利用するショッピングカートや、従業員の制服等に社標を表示したりすることは、商品との具体的な関連性を見いだせないことから、商標権の保護対象とはされていなかった。

これらの問題を解決するため、2006 年 6 月に商標法の一部が改正され、小売等役務商標制度が 2007 年 4 月 1 日より施行された。

この改正により、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対するサービス活動に使用される商標、例えば、小売店等における店舗の看板、ショッピングカートや従業員の制服などに使用する商標が、商標法上、役務に係る商標として新たに保護されることとなった。

小売業、卸売業はもとより、食料品製造業、化学工業等の製造業にとっても小売等役務商標制度のメリットを感じている回答が見られ、小売等役務商標制度を導入した目的と照らし合わせると、一定の効果が現れているものと考えられる。

【小売等役務商標制度のメリット】



		第35類だけに すれば良くなり安価 に権利取得ができる	小売・卸売店舗の 看板に使用できる 商標が保護できる	小売店舗内の 売場名に使用して いる商標が保護 できる	小売店舗内の 買い物かごや制服 等に使用している 商標が保護 できる	販売している 他社製の 商品の 商標が保護 できる	カタログ販売で 使用 している 商標が保護 できる	新聞広告など を利用 した通信 販売で 使用 している 商標が保護 できる	テレビ番組等 を利用 している 商標が保護 できる	ウェブサイトの 通信販売用 として 使用する 商標が保護 できる	その他
化学	化学工業	9	3	3	1	1	2	3	1	7	2
	医薬品製造業		1				1			1	3
機械	鉄鋼・非鉄金属製造業	1									2
	金属製品製造業										2
	一般機械器具製造業										1
	電気機械器具製造業	1	2				3			9	2
	情報通信機械器具製造業										1
	輸送用機械製造業		5	1	1	3	1	2	2	3	1
雑貨繊維	繊維工業	2	4	3			1	2		4	1
	木製品・家具・生活雑貨製品製造業	3	3			2	2	1		3	1
	パルプ・紙・紙加工品製造業									1	
	プラスチック製品製造業	1	2				1			2	1
	ゴム製品製造業		1							1	1
	窯業・土石製品製造業		1							1	1
食品	その他製造業	7	8	9	2	6	4	1		9	1
	農林水産業										
	食品製造業	8	8	5	2	1	6	5	1	14	4
	飲料・たばこ・飼料製造業	1	2	1			1		1	4	
産業役務	建設業	1	2	1		1	2	2		2	1
	電気・ガス・熱供給・水道業	1			1						
	運輸業・郵便業	1	3	3	2	1	2			2	2
	卸売業	5	8	7	4	3	7	3	3	9	1
	小売業	10	16	12	8	7	9	4	3	10	4
	金融・保険業	1									
	不動産業・物品賃貸業	2	2	1	1	2				1	
一般役務	情報通信業	3	1					1		5	1
	生活関連サービス業・娯楽業	2		1	1	1					
	教育・学習支援業										
	その他サービス業	1	1	1			2			1	

（備考）図の数値は回答数を表す。

（資料）特許庁「平成20年度商標出願動向調査報告書－小売等役務商標等の出願動向に与える影響に関する調査－」